

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成17年度 上半期分

平成17年8月31日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

構造改革特区評価の成果と課題

1. これまで2年間の成果と課題

平成14年に導入された構造改革特区制度は、地方公共団体、民間事業者、NPO、個人など多様な主体から寄せられた規制改革の提案を基に、地域の特性に応じた特例措置を設けるといふ草の根の改革を基本としている。これらの提案を受けた特例措置が実現した上で、市町村による特別区域（以下「特区」という。）の申請を受け、内閣総理大臣が認定を行うことで、特区が実現する。特区内においては、地方公共団体、民間事業者などは、特例措置を活用し、規制改革の果実を地域の活性化、ビジネスチャンスの拡大に活かすことが可能となる。このように、特区は地域を限定して思い切った規制改革を実現すると同時に、地方公共団体の自発性を最大限に尊重して地方分権を推進するという二つの意義を持っており、地域発の構造改革に貢献してきた。

こうした特区における規制改革の成果を速やかに全国的な改革に発展させていくことが、特区評価委員会の役割である。評価委員会は、特区における特例措置の弊害と成果を評価し、1) 明確な弊害がない場合、2) 代替措置を講じることで弊害を抑止できる場合、あるいは3) 弊害よりも効果が著しく大きいと認められる場合は、当該特例措置の速やかな全国への展開について、構造改革特別区域本部長である内閣総理大臣に意見を具申する。その結果として、我が国全体の構造改革及び経済活性化への架け橋となることを狙いとしてきた。

特区制度の中において、評価委員会は、いわばそのレフリーとも言うべき役割を担っているが、これまで2年間にわたる評価において、規制改革の理念、それを実現するための具体的方法を確認し、その役割を着実に果たしてきた。この2年間を振り返ると、今次平成17年度上半期を含めて3回の評価を手掛け、今回の結果を含めれば、対象となった75件の特例措置のうち、約7割に当たる53件について、全国展開が図られることになった。

特例措置の全国への展開は、我が国全体の構造改革や経済活性化に貢献するところが大きいことは言うまでもない。例えば、農地リース方式により株式会社等の農業参入を可能とした特例措置については、特区において既に100社を超す実績がある。今年9月から予定されている全国展開により、今後一層本格的な株式会社等の農業への参入が見込まれる。これは、我が国の農業経営革新の起爆剤となる可能性を秘めた試みといえる。

また、土地開発公社の所有する造成地を賃貸できる特例措置については、22の特区において実施され、未利用地に多くの企業が進出した。さらに、昨年末に決定を見た全国展開を受けて、今後、益々の活用が見込まれる分野である。過去の開発行為により既に造成された遊休地がいつまでも放置されること

は、多くの点でデメリットが大きい。新たな用途への展開が民間主導で行われることにより、地域経済の活性化に資するものとなる。

特区制度は、規制改革の手がかりを提供するにとどまらず、地方公共団体、民間事業者、NPOなどの独創的な立案と自主的な判断を重んじることによって、地方分権を進める重要な仕組みともなっている。不登校の児童・生徒にITを活用した学習機会を拡大したり、学習指導要領に定められたカリキュラムを弾力化できる特例措置、さらには少子化の特に進んだ地域における幼稚園児と保育所児の合同保育を可能にした特例措置などについては、評価委員会は、特区での実施状況を踏まえ、全国において、地域の自主的な判断により実施することができるように、速やかな全国展開が必要と考えた。

一方で、地方公共団体や民間事業者においては、特区として地域を限定することが、特例措置を活用するインセンティブとなっていること、特区として内閣総理大臣が、直接、市町村長に認定を与えるからこそ、規制所管省庁の関与を限定して、特例措置を活用することが容易になること、などの意見もある。評価委員会としては、特区のユーザーとの議論において認識したこのような意見も踏まえながら、今後とも適切に評価を進めなければならないと考える。

2. 平成17年度上半期の評価

平成17年度上半期の評価においても、評価委員会は、精力的に会合を重ね、評価意見の集約等の作業を行った。具体的には、実地視察等により特区の現場の意見を幅広く聴取した上で、専門部会において専門的な見地からの検討を行った。それらの結果を踏まえ、評価委員会においては、さらに規制所管省庁と意見交換（ヒアリング）を重ねつつ、網羅的・総合的な検討に努めてきた。

評価委員会は、こうした検討を踏まえ、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づいて、規制の特例措置の全国展開に関する平成17年度上半期の評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

全国展開（一部全国展開を含む。）（7特例措置）

17年度中に法改正等を含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用（全国展開）。

平成17年度下半期に結論を出すもの（1特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、平成17年度下半期には結論を出すもの。

平成18年度上半期に結論を出すもの（8特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、平成18年度上半期には結論を出すもの。

検討の過程で、評価委員会は、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、総務省行政評価局の協力を得て、特区で実施されていない、もしくは実施の少ない11の規制の特例措置について調査・検討を行った。その結果、このうち1特例措置については、規制の特例措置に関連する規制について、今後評価を行うことが必要と判断し、別紙のとおり意見を提出する。

また、今回は、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査について、当該調査が弊害を立証するに足る十分な計画となっているかどうかをあらかじめ確認するため、その調査計画の段階で入念にチェックを行ったところである。

3. おわりに

評価委員会が、特例措置、及びそれに関連する規制の調査・検討を進めるに当たっては、多方面から格別のご協力を賜った。ご多忙の中、実地視察やアンケート調査等に貴重なお時間を割いていただいた地方公共団体、民間事業者の方々、利用が低調な規制の特例措置に係る調査にご協力いただいた総務省行政評価局、事務作業に大きなご助力をいただいた民間シンクタンクのスタッフ、これらすべての方々に対し、評価委員会一同、心よりお礼申し上げたい。

特区評価委員会の意見について(平成17年度上半期)

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	文部科学省	法律	平成18年度上半期
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	文部科学省	省令	平成18年度上半期
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成18年度上半期
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	平成18年度上半期
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	厚生労働省	通達	平成18年度上半期
908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業	厚生労働省	通知	全国展開
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	厚生労働省	通知	全国展開
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	厚生労働省	省令、通知	全国展開
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	通知	平成18年度上半期
925 926	日額単位を適用した施設訓練等支援事業 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	厚生労働省	通知	平成18年度上半期
1102	中心市街地における商業の活性化事業	経済産業省	法律	全国展開
1205(1214)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	平成18年度上半期
1206(1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	国土交通省	通達	平成17年度下半期
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	国土交通省	通知	全国展開
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	環境省	省令	全国展開
1304(1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 廃ゴムタイヤの鉄鋼製品の原材料としての利用に係るもの	環境省	告示	全国展開
	廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)の鉄鋼製品の原材料としての利用に係るもの			平成18年度下半期
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	関連する規制について評価

(注1) 評価意見の欄

全国展開: 地域を限定することなく全国において実施するもの。

平成17年度下半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成17年度下半期に意見を提出するもの。

平成18年度上半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成18年度上半期に意見を提出するもの。

平成18年度下半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成18年度下半期に意見を提出するもの。

関連する規制について評価: 規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開の評価の時期に併せて評価を行うもの。

評価意見

別表1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、その発達段階上、親や保育者への依存度の高い2歳児に対して集団的教育を行うことについては、弊害の懸念があるものの、幼稚園における子育て支援方策の充実が重要と考えており、幼稚園での2歳児の受入れについて、幼児の健全な育ちの視点と保護者や地域のニーズの視点の双方を踏まえ、より良い形態や条件について検討を進めたい、とのことである。また、専門部会においても、子育て支援の方策として、地域のニーズが多くあることなどを踏まえ、全国展開を検討すべきとの報告がなされるとともに、施設設備・人員配置の問題、公的負担の問題、子育て支援センター的な機能の在り方などについて併せて検討すべきとの意見があった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、地域の子育て支援の充実のために、専門部会での指摘も踏まえ今年度中に本特例措置の全国展開の方策を検討した上で、平成18年度当初の2歳児の入園状況を検証し、その結果について、平成18年度上半期に評価委員会に報告を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

	別表1の番号	811
	特定事業の名称	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減ずることができる。
	評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
	今後の対応方針	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
	全国展開の実施内容	-
	全国展開の実施時期	-

評価意見

	別表1の番号	828
	特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。
	評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
	今後の対応方針	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
	全国展開の実施内容	-
	全国展開の実施時期	-

評価意見

	別表1の番号	829
	特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。
	評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
	今後の対応方針	評価委員会及び規制所管省庁の調査結果によれば、いずれの大学も、学生が入学してから1ヶ月を経過したのみであり、成果や弊害が判断できる状況になっていないと回答する自治体が多数であった。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるか、調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
	全国展開の実施内容	-
	全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	906
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、安易に高齢者デイサービスの利用で代替した場合には、障害者の立場に立ったサービスが提供されないおそれがある。</p> <p>調査報告により報告しているとおり、相互利用については、ケアの担当者から慎重論が多く見られるとともに、利用者や家族の一部からも慎重な意見が寄せられているところである。</p> <p>本件は、高齢者と障害者のケアという、人間の尊厳に関わる問題であり、極端な弊害がみられないからといって全国展開するという性格のものではなく、高齢者・障害者が、それぞれの心身の状況に応じて尊厳のある生活を送ることが可能となる手法等が確立した上で、はじめて全国展開が可能となるものと認識しているため、さらに一年程度の特区内における事業実施状況等を踏まえ、慎重に検討することが必要である。</p> <p>今国会で成立した改正介護保険法において、被保険者及び受給者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行うことになっており、デイサービスのみを制度上一般化することは困難である。</p> <p>とのことである。</p> <p>また、評価委員会においては、事業者が本特例措置の利用を求めても地元自治体が必ずしも積極的ではない例が見られることから、規制所管省庁は自治体が地域福祉計画や介護保険事業計画を作成する際などに併せて本特例措置の利用を促すことが必要ではないかとの意見も出されたところである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、本年度中に本特例措置の有効な活用方策を検討し、実施すること。その上で、平成18年度上半期に再度評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

	別表1の番号	908(912)
	特定事業の名称	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業
	措置区分	通知
	特区における規制の特例措置の内容	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担う者の外部からの派遣を認める。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施 内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施 時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

	別表1の番号	909(917)
	特定事業の名称	障害児施設における調理業務の外部委託事業
	措置区分	通知
	特区における規制の特例措置の内容	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	915
特定事業の名称	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業
措置区分	省令、通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、平屋建の社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	本特例措置により実現している内容を確保すること。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成18年4月1日までに措置

評価意見

別表1の番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、食物アレルギーに対するきめ細やかな対応や体調不良児等に対するきめ細やかな対応が行われなかった、と答えた市町村、保育施設、保育士及び保護者の数が多かった搬入元との委託内容に係る契約書を締結することや、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を事前に搬入元に対し明示することとなっていたが、こうした要件についての遵守状況が悪かった等とのことであり、全国化については引き続き今回の調査結果を特区の実施市町村に情報提供し、取組の改善を促しつつ、実施施設を増やしてデータを再度収集した上で判断すべきものと考えるところである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、事業の実施状況について再度調査を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	925,926
特定事業の名称	[925] 日額単位を適用した施設訓練等支援事業 [926] 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	[925] 施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。 [926] 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、障害者の自立と共生を柱とする法案の成立を前提に、障害福祉サービス体系について、障害種別等に応じた区分からサービスの機能に応じた区分へと再編を行うことを考えており、これによれば現行の施設訓練等支援事業、知的障害者地域生活支援事業ともに再編の対象となるため、報酬体系についても、施設訓練等支援事業、知的障害者地域生活支援事業のみを取り出して、報酬単位の日額化の全国展開をすることはできず、サービス体系全体の見直しの中で検討することが必要とのことである。第162回国会において障害者自立支援法案の審議が行われ、法案成立後速やかに新しい報酬体系を検討する予定であったが、同法案は審議未了により廃案となった。規制所管官庁では、今後の状況等を見極めながら、次の国会に再提出を目指すこととしている。 このため、規制所管省庁は、法案の再提出、審議に併せて本特例措置を全国展開する方向で速やかに検討し、新しい報酬体系の骨子が決定した段階で評価委員会に報告を行うこと。その上で平成18年度上半期に再度評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1102
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8ヶ月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続きを簡素化する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁によれば、「当該特例措置は、地方公共団体が、住民等の意見を聞いた上で、中心市街地の活性化というメリットが、生活環境の悪影響というデメリットより大きいと判断した場合に適用されるもの」とのことである。中心市街地の活性化が喫緊の課題となっている中で、地方公共団体が中心市街地の活性化を進めるための選択肢を増やす意味で、可及的速やかに全国展開を行うことが適当である。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁によれば、中心市街地の活性化のために、中心市街地活性化法を改正する方向であるとのことである。当該法改正において、規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	<p>遅くとも平成18年度中に措置</p> <p>規制所管省庁によれば、関係省庁とも連携して、中心市街地活性化法を含む「まちづくり三法」の見直しを進めているところであり、当該見直しに基づく措置が平成17年度中に行えるか未定であるとのことである。</p>

評価意見

別表1の番号	1205(1214)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、平成17年度上半期調査時点においては、当該特例措置に基づく重量物輸送事業について問題は見られないが、また、現状においては運行実績も少なく、道路損傷の可能性等についてのデータが不足している、とのことである。また、平成15年10月に制度改正(バン型セミトレーラー等については道路運送車両の保安基準において車両総重量が従前の最大28tから36tに緩和。また、特殊車両通行許可制度においては連結車両総重量が従前の36t程度から最大44tに緩和)による全国的な規制緩和が行われている。これらの状況を考慮し、新たに認定される特区の状況も見つつ、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1206(1216)
特定事業の名称	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>本特例措置については、特例事業を実施するために当該地方公共団体を含む関係者による運営協議会での協議を経た上で、道路運送法第80条第1項の許可を受ける必要がある。しかし、規制所管省庁によれば、セダン型車両の場合全国展開された福祉車両以上に運営協議会での関係者の合意形成が困難。このため、本特例措置のよりよい全国展開のあり方を含め利用者にとって安全・安心・安定的なサービスとして全国に普及させるために、運行主体に対する実態調査、関係者等からのヒアリング等を行うとともに、関連する法制度との整合性を確保しつつ、福祉有償運送全体の仕組みの見直しを検討したいとのことである。</p> <p>このため、規制所管省庁は、必要な実態調査等を行い、福祉有償運送全体に係るより適切な仕組みについて検討し、平成17年度下半期の評価の時期にその検討状況について評価委員会に報告を行うこと。その上で同時期に再度評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

	別表1の番号	1215
	特定事業の名称	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業
	措置区分	通知
	特区における規制の特例措置の内容	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。その際、特区の認定申請に代える手続きとして、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、規制所管省庁は、 (1) 仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと (2) 情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいことを特例の全国展開に伴い周知を図りたいとしているが、これらの事項が実質的な要件の追加とならないようにすること。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

	別表1の番号	1301・1302
	特定事業の名称	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容を記載した「催しの計画」を国立公園にあつては環境省(本年10月以降は環境省の地方支分部局。以下同じ)に、国定公園にあつては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化に資する催しに係る行為であつて、原状回復が可能な場所において一時的に行われる風致の維持上支障が少ない行為についての許可・届出を要しないこととする。 当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省又は都道府県に通知すれば足りることとする。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合)
評価	1. 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合 地域を限定することなく全国において実施 2. 廃木材を製鉄原料として利用する場合 その他(平成18年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 1. 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合 無し 2. 廃木材を製鉄原料として利用する場合 現時点では判断できない。
今後の対応方針	廃木材を製鉄原料として利用する場合について、規制所管省庁によれば、運搬過程及び搬入後処理されるまでの間に、特に雨季において、廃木材の腐敗による生活環境保全上の支障の発生等が懸念されるが、現在の認定事例では、運用期間が短い上、収集対象の地域的範囲が限定されているため、これらの弊害の有無について十分に判断できない、とのことである。また、規制所管省庁によれば、現在の認定事例では、取り扱っている品質も限定的であり、実際に取り扱われているもの以外の薬剤処理された廃木材等の処理実績がないことから、薬剤処理された廃木材等を扱うことに伴う排ガスデータ等がなく、弊害の有無を判断できない、とのことである。 このため、規制所管省庁は、廃木材を製鉄原料として利用する場合について、広域的に収集する場合の木材の腐敗性に関する事項、 転炉で多種多様な木材(薬剤処理等されたもの)を活用した場合の生活環境保全上の支障の発生の有無に係る事項を調査し、平成18年度下半期の評価の時期までに弊害の有無を検証すること。その上で、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。 なお、現在の認定特区における再生利用認定の申請手続きに関し、認定審査の標準処理期間(3ヶ月)は形式的に遵守されているものの、申請書類の受理までに長期間を要したことから、規制所管官庁は、再生利用認定に係る手続きを速やかに行うよう改善すること。
全国展開の実施内容	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、その地域内においてインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。
評価	その他(規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)
の評価の判断の理由等	-
今後の対応方針	今回の総務省行政評価局の報告によると、本特例措置を活用している大学から、関連する規制に関する意見として、本特例措置を利用して大学等を設置する場合、校地及び校舎を自己保有する場合と同様に、校地及び校舎を借用する場合は3年分ではなく1年分の経常経費相当額の保有として欲しい旨の要望があったところである。このため、今後、本特例措置の全国展開に関する評価時期にこれについても併せて検討すること。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-